墨田区外の施設で「こども誰でも通園制度」を利用し、利用料を負担した墨田区民向け

【墨田区】令和8年度「こども誰でも通園制度」利用者負担相当額補助について

墨田区では、墨田区外の施設で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を利用し、利用料を負担した場合の利用者負担相当額を補助します。 補助の対象となる方は、以下をご確認のうえ、期限までに申請をお願いします。

1 対象者

児童及び保護者が以下の（1）（2）を満たしている必要があります。

（1）【児童】利用日において、墨田区で「こども誰でも通園制度」の利用認定を受けている児童

（2）【保護者】児童が0歳6か月から3歳の誕生日の前々日までの間に、墨田区外の施設で「こども誰でも通園制度」を利用し、利用料を負担した方

2 補助額

1時間あたり 300 円を上限に月 10 時間分までの利用料を補助します。なお、給食費・おやつ代・おむつ代・行事費など、利用料金以外で支払った費用は対象外です。

3 申請方法

（1）申請時期

	誰でも通園制度の利用日	申請期限	支給時期（予定）
前期分	令和8年4月1日から 令和8年9月30日	令和8年11月30日	令和8年12月から 令和9年1月頃
後期分	令和8年10月1日から 令和9年3月31日	令和9年4月10 日	令和9年4～5月頃

※「前期分の未申請分」も「後期分」で合わせての申請が可能ですが、令和8年度分の補助金は、**令和9年4月 10 日まで**に書類の提出がない場合、支給することができません。ご注意ください。

（2）提出方法

申請期限までに「利用施設、利用日時及び利用料金が分かる領収書等の写し」を添付して右の二次元コードから申請してください。

※フォームでの提出が難しい場合は、お問い合わせください。

【お問合せ】 墨田区役所 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育給付担当
所在地：〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-1253（直通） メール：KODOMO-SHIRITSU@city.sumida.lg.jp